釈したもの）〇・〇〇五ミリリットルを混合したもの（以下この項において「指示陽性調整液」という。）を、それぞれ〇・二ミリリットル容量のＰＣＲ用チューブ二本又はＰＣＲ用九十六穴プレートの二穴に〇・〇二五ミリリットルずつ分注すること。

三　二のチューブ又はプレートをリアルタイムＰＣＲ装置により、五十度の温度で二分間、九十五度の温度で十五分間感作した後、九十五度の温度での三十秒間及び六十八度の温度での一分間の感作を四十五回繰り返すこと。

四　三の感作後に、二の検体調整液の蛍光強度が上昇したもののうち、六十度から九十八度までの間で解離曲線解析を行つて検体調整液が指示陽性調整液の解離温度と同様の解離温度を示した検体を陽性とし、それ以外の検体を陰性とすること。

2の3　スクリーニング法（ヨーネ病診断用リアルタイムポリメラーゼ連鎖反応キット（インターナルコントロールを用いるものに限る。）による方法）による検査の場合

一　ヨーネ菌核酸抽出試薬を用いて、検体の糞便から糞便抽出ＤＮＡ液を作製すること。

四　（略）

2　次のいずれかに該当するものは、ヨーネ病の疑似患畜とする。

一　ヨーニンの反応で腫脹の差が二ミリメートル以上であるもの

二　補体結合反応法による抗体価が五倍希釈血清以上であるもの

3　（略）

（削る。）

（新設）

い、抗体価の顕著な上昇及びその持続が認められたもの

七　（略）

2　次のいずれかに該当するものは、ヨーネ病の疑似患畜とする。

一　ヨーニンの反応で腫脹の差がめん羊若しくは山羊については四ミリメートル以上又は牛については二ミリメートル以上であり、かつ、補体結合反応法による抗体価が五倍希釈血清以下であるもの

二　ヨーニンの反応で腫脹の差がめん羊又は山羊については二ミリメートル以上四ミリメートル未満であり、補体結合反応法による抗体価が五倍希釈血清であるもの

三　ヨーニンの反応で腫脹の差が二ミリメートル未満であり、補体結合反応法による抗体価が十倍希釈血清以上であるもの

3　（略）